

住宅資金

申込みに当たっては、次の事項に留意してください。

申込要件

現職会員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修のために資金を必要とするとき。

※他の金融機関等の住宅ローンからの借換えは貸付対象となりません。

申込金額

50万円から600万円以内で10万円単位

1. 工事請負契約書、売買契約書又は賃貸契約書に記載の価格（契約金額）の範囲内

- ◆貸付金の送金日以前に支払いを終えている金額がある場合は、契約価格からその金額を差し引いた金額の範囲内になります。
- ◆公立学校共済組合及び金融機関等から貸付け及び融資等を受ける場合は、契約価格から当該貸付額等を差し引いた金額の範囲内になります。
- ◆登記等の手数料は貸付けの対象になりません。

2. 申込時において退職するとしたならば受けることのできる退職手当の範囲内

ただし、臨時的任用職員等任期に定めのある現職会員の方は、給料月額 \times 10分の3に相当する額に貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数を乗じて得た額の範囲内とし、200万円を限度とします。

※「退職手当の額」は、給料月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じです。）に勤続年数に応じた自己都合退職の場合の支給割合を乗じて得た額とし、退職手当の調整額は含めないものとします。

【支給割合抜粋】

勤続年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
支給割合	0.5022	1.0044	1.5066	2.0088	2.511	3.0132	3.5154	4.0176	4.5198	5.022
勤続年数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
支給割合	7.43256	8.16912	8.90568	9.64224	10.3788	12.88143	14.08671	15.29199	16.49727	19.6695
勤続年数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
支給割合	21.3435	23.0175	24.6915	26.3655	28.0395	29.3787	30.7179	32.0571	33.3963	34.7355
勤続年数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
支給割合	35.7399	36.7443	37.7487	38.7531	39.7575	40.7619	41.7663	42.7707	43.7751	44.7795
勤続年数	41	42	43	44	45					
支給割合	45.7839	46.7883	47.7927	47.7927	47.7927					

3. 借換えの場合は、申込金額から未償還額を差し引いて送金します。

償還方法

1. 例月償還

毎月の給料からの償還になります。

償還回数は**240回の範囲内**で希望する回数です。

※任期に定めのある現職会員の方は、貸付金の交付を受ける日の翌月から任期の終了するまでの間における月数の範囲内とし、かつ240回の範囲内となります。

2. 併用償還

毎月の給料と年2回（6月、12月）の期末・勤勉手当からの償還になります。

期末分の貸付金の額は、申込金額の2分の1以内で10万円単位です。

償還回数は、例月分は1により、期末分はその6分の1以内です。

（例月償還が240回の場合、期末償還は40回以内の償還となります。）

◆貸付決定後は、申込金額、償還方法、償還回数の変更はできませんのでご注意ください。

提出書類

- ・貸付申込書（住宅資金）（別記様式1-2）
- ・借用証書（別記様式2-2）
- ・貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書（別記様式1-4）

【添付書類】

- ・別添の「住宅資金貸付必要書類等一覧表」による、申込事由別添付書類
- ・住宅資金貸付けに関する誓約書（別記様式7）
- ・定年退職まで5年に満たない会員（定年退職までに償還が完了する償還回数の場合を除く）は、上記のほか、「退職手当振込口座届出書（別記様式1-2）」、「委任状（別記様式1-3）」及び「印鑑証明書」が必要

※提出書類の記入は、すべて自書してください。

（「貸付申込書」の所属所の証明欄以外、ゴム印は使用できません。）

申込日と送金日

申込みは、貸付対象物件の完成予定日又は取得予定日の前3月以内です。

毎月10日（土・日・休日の場合はその前日）までに受理した貸付申込書について書類審査し、貸付けを決定した方には、貸付決定通知書と償還表を送付するとともに、当該月の末日までに貸付金を送金します。

貸付条件

- ① 貸付金の利率は、期間1月につき0.075（1年につき0.9）パーセントです。
- ② 借換えで申込み場合、貸付金の送金額は申込金額から前貸付けの未償還額を差し引いて送金します。
- ③ **貸付けの申込事由完了（貸付申込書に記載の「工事完了予定日」又は「最終支払日」）から3月以内に「住宅資金貸付完了報告書」及び申込事由別の添付書類の提出が必要**となります。
- ④ 新築、増築、改築、移築、購入又は借入れの対象物件が申込人等の名義で登記されていないこと。
※貸付金の送金日以前に建物表題登記や所有権移転登記手続きをする場合は、貸付けできません。
- ⑤ 住宅の新築、購入等の場合は、完了報告書の提出期間内（完成又は取得後3月以内）に居住すること。
- ⑥ 敷地の購入の場合は、その敷地に貸付けを受けた日から5年以内に住宅を建築すること。
- ⑦ 異動、退職等で互助会を退会するときに未償還金がある場合は、退職手当等から控除して一括償還することになります。未償還金が退職手当等から控除できない場合又は控除後も未償還金が残る場合は、納付書での償還になります。

※申込みの内容に事実と反する事項が認められた場合は、貸付けを取消し、未償還金を一括償還していただくこととなります。

収入印紙

- ・収入印紙は借用証書作成者の負担となります。次により貼付してください。
- ・収入印紙に割印はしないでください。（互助会で消印します。）

貸付金	50万円	60万円～100万円	110万円～500万円	510万円～600万円
収入印紙	400円	1,000円	2,000円	10,000円

貸付けできない方

- ・会員期間が6月以内の方
- ・退職日前3月以内の方
- ・1か月の償還額が、互助会の償還額（今回申込分を含む。）と公立学校共済組合等の償還額を合算し、給料月額 \times 10分の3を超える方
- ・期末手当等からの1回当たりの償還額が、互助会の償還額と公立学校共済組合等の償還額を合算し、給料月額を超える方
- ・任期に定めのある現職会員で、借受後の貸付未償還元金（償還猶予分の未償還額を含む。）の合計額が住宅資金貸付けを含め200万円を超える方
- ・育児、介護、療養、大学院修学等による休業のため無給の方
- ・停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない方
- ・破産手続中の方又は破産宣告をした方
- ・民事再生手続中の方又は再生計画認可の決定を受けた方
- ・互助会が加入している貸付保険の適用を受けた方
- ・その他償還の確実性がないと認められる方

送金方法

申込書の送金先口座に振り込みますので、申込人（会員）名義の普通預金口座を記入してください。

金融機関コードは次の「金融機関コード一覧（抜粋）」を参考に、店舗コードは預金通帳等を確認して記入してください。（ゆうちょ銀行は、店名（店番）が店舗コードです。例：九〇八、九八八など）

【金融機関コード一覧（抜粋）】

銀行等		信用金庫					
金融機関	コード	金融機関	コード	金融機関	コード	金融機関	コード
北海道	0116	北海道	1001	日高	1011	帯広	1026
北洋	0501	室蘭	1003	渡島	1013	釧路	1027
労働金庫	2951	空知	1004	道南うみ街	1014	大地みらい	1028
ゆうちょ	9900	苫小牧	1006	旭川	1020	北見	1030
		北門	1008	稚内	1021	網走	1031
		伊達	1009	留萌	1022	遠軽	1033
		北空知	1010	北星	1024		

* マリンバンク（漁協）の口座には送金できません。

【記入例】

ゆうちょ銀行の場合 通帳の1ページ目をご参照ください。

※記載がない場合は、ゆうちょ銀行にお問い合わせください。

通帳 →

記号	番号	
19000	—	1234567
株式会社ゆうちょ銀行		
他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、 次の内容をご指定ください。		
【店名】	一二三（読み イチニサン）	
【店番】	123	【預金種目】普通預金
		【口座番号】0123456

申込書 →

送金先	ゆうちょ銀行 金融庫	一二三本 支店	科目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	普	右づめ
	9 9 0 0	1 2 3	1	0 1 2 3 4 5 6

留意事項

- 「貸付申込書」等に記入する際は、氏名、所属所名等はゴム印を使用せず、すべて自署してください。（「貸付申込書」の所属所の証明欄以外、ゴム印は使用できません。）
- 「貸付申込書」等に押印する印鑑はすべて同じ印鑑を使用してください。訂正欄も「貸付申込書」等に押印した同じ印鑑を使用し、必ず押印してください。印鑑は鮮明に押し、欠けたり、二重にならないよう注意してください。
（訂正欄に押印がなく「貸付申込書」等に訂正があった場合、書類をお返しし再度受理した日が受付日となり、希望する月に貸付けできないことがありますのでご注意ください。）
- 「貸付申込書」と「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」は、申込年月日を統一してください。

◎借受人に債務不履行が発生した場合に備えて、互助会では貸付保険に加入しており、保険料は互助会で負担しております。